

# 賃貸借契約書

## (長期継続契約)

- 1 物件名 多久市公有施設LED照明
- 2 設置又は使用場所 別紙「LED照明賃貸借対象施設」のとおり
- 3 賃貸借期間 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
第6条第1項の検査に合格した日の翌月1日から60か月
- 4 賃貸借料 [月額] 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金

上記物件について、賃借人と賃貸人は、対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 7月 日

賃借人 所在地 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

氏名 多久市長 横尾俊彦 印

賃貸人 所在地

名称

代表者名 印

## 契 約 条 項

### (総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、別冊の仕様書（別紙1及び別紙2を含む。）、質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、契約書記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）、仕様書等に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。
- 3 賃貸人は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は賃借人と賃貸人との協議がある場合を除き、賃貸借を行うために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間をいう。
- 5 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 6 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 7 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起及び調停の申し立てについては、賃借人の事務所の所在地を所管する日本国の裁判所をもって合意による専属的所轄裁判所とする。

### (権利義務等の譲渡)

- 第2条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面による賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

### (契約の保証)

- 第3条 賃貸人は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃借人に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は賃借人が確実に認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 賃貸人は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、賃借人が認めた措置を講ずることができる。この場合において、賃貸人は、当該保険

証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項及び第6項の規定は、賃借人が、多久市財務規則（平成11年多久市規則第5号）第107条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第2項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、賃貸借料を1年当たりの額に換算した額の10分の1以上としなければならない。
- 5 第1項の規定により、賃貸人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 賃貸借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃貸借料を1年当たりの額に換算した額の10分の1に達するまで、賃借人は、保証の額の増額を請求することができ、賃貸人は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 契約保証金から生じた利子は、賃借人に帰属するものとする。

#### **（一般的損害等）**

第4条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、賃借人の責に帰すべき理由により生じたものについては、その限度において賃借人が負担する。

#### **（物件の納入等）**

第5条 賃貸人は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに賃貸人の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。

- 2 賃借人は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。
- 3 賃貸人は、この物件を納入する上において当然必要なものは、賃貸人の負担で行うものとする。

#### **（検査）**

第6条 賃借人は、賃貸人からこの物件の納入を受けた場合は速やかに検査を行うものとし、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物件の引渡しを受けたものとする。

- 2 賃貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 賃貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のための変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて賃貸人の負担とする。

#### **（引換え又は手直し）**

第7条 賃貸人は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納

入しなければならない。

#### **(使用開始日の延期等)**

- 第8条 貸貸人は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を賃借人に届け出なければならない。
- 2 賃借人は、前項の理由が貸貸人の責に帰することができないものである場合は、相当と認める日数の延長を認めることができる。
  - 3 賃借人は、第1項の理由が貸貸人の責に帰するものである場合において、使用開始日後賃借人が認める期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、貸貸人から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。
  - 4 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入の日までの日数に応じ（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）、貸貸借期間の貸貸借料の総額（以下「貸貸借料の総額」という。）に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
  - 5 前項に規定する遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

#### **(貸貸借料の支払)**

- 第9条 貸貸人は、この物件を賃借人が使用した月の翌月以降、毎月1回貸貸借料を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の貸貸借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、物件の使用が1月に満たないとき（賃借人の責に帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の使用日数に応じた日割計算（100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）によるものとする。
  - 3 賃借人は、第1項の規定により貸貸人から請求があったときは、貸貸人の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、前項の貸貸借料を貸貸人に支払うものとする。
  - 4 賃借人は、賃借人の責に帰すべき事由により、前項に規定する期限内に貸貸借料を支払わないときは、貸貸人に対し、支払金額に支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。

#### **(転貸の禁止)**

- 第10条 賃借人は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ書面による貸貸人の承諾があったときは、この限りでない。

#### **(物件の管理責任等)**

- 第11条 賃借人は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 賃借人は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
  - 3 この物件に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに貸貸人に報告しなければならない。

#### **(物件の保守等)**

第12条 賃貸人は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき 賃貸人の負担で行わなければならない。

2 賃貸人は、賃借人から前条第3項の報告を受けたときは、賃貸人の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が賃借人の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

#### **(代替品の提供)**

第13条 賃貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、賃貸人が代替品を提供することとなったときは、第5条及び第6条の規定を準用する。

#### **(賃貸借期間終了後の物件の譲渡)**

第14条 賃貸人は、賃貸借期間終了時に、賃借人にこの物件を現状のまま無償譲渡するものとする。

#### **(契約不適合責任)**

第15条 賃借人は、引き渡されたこの物件が種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、この物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### **(物件の原状変更)**

第16条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらのものを取り外すとき。

(2) この物件を他の物件に付着するとき。

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) この物件の借入場所を他へ移動するとき。

#### **(契約内容の変更等)**

第17条 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により賃貸借料を変更するときは、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

### **(賃借人の任意解除権)**

第18条 賃借人は、この物件の引渡し完了するまでの間は、次条及び第20条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

### **(賃借人の催告による解除権)**

第19条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 賃貸人が、使用開始日までこの物件の引渡しを完了しないとき又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき。
- (2) 賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の監督又は検査実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

### **(賃借人の催告によらない解除権)**

第20条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 賃貸人の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に賃料債権を譲渡したとき。
- (8) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 賃貸人(賃貸人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、借借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

(10) 貸貸人（貸貸人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸貸人に対し同法第61条による排除措置命令又は同法第62条第1項による納付命令（以下、「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

イ 貸貸人が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、または棄却する判決が確定したとき。

ウ 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

#### **（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **（予算の減額又は削除に伴う解除等）**

第22条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、賃借人は、速やかに貸貸人に通知しなければならない。

#### **（貸貸人の催告による解除権）**

第23条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

#### **（貸貸人の催告によらない解除権）**

第24条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第17条第1項の規定により、賃借人がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が履行期間の3分の2を超えたとき。
- (2) 第17条第1項の規定により、賃借人が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料の総額が10分の5以上減少するとき。
- (3) 賃借人の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。

**(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(賃借人の損害賠償請求等)**

第26条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃貸人が、使用開始日までこの物件の引渡しを完了しないとき。
- (2) この物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条の規定により、この物件の納入後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号にいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は、この契約に係る賃貸借料の総額（契約の一部に履行があったときは、賃貸借料に履行した期間を乗じて得た額を控除した額）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの物件の納入前にこの契約が解除されたとき。
- (2) この物件の引渡前に、賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第20条第7号、第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

### **(賃貸人の損害賠償請求等)**

第27条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

### **(契約不適合責任期間)**

第28条 賃借人は、引き渡されたこの物件に関し、第6条第1項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、賃貸人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 賃借人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を賃貸人に通知した場合において、賃借人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 前各項の規定は、契約不適合が賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。

5 賃借人は、この物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に対する請求等を行うことはできない。ただし、賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

### **(契約解除に伴う措置)**

第29条 第19条、第20条、第22条第1項、第23条又は第24条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、当該履行部分に対する賃貸借料相当額を賃貸人に支払わなければならない。

2 第22条第1項、第23条又は第24条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は賃貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は賃借人と賃貸人とが協議して定める。

### **(賠償の予約)**

第30条 賃貸人は、この契約に関して第20条第10号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料総額に賃貸借期間（月数又は年数）を乗じて得た額の10分の1に相当する賠償金に賃貸借料の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付して賃借人に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、賃貸人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃借人は、賃貸人の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃貸人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

**(契約保証金等の還付)**

第31条 賃借人は、第6条第1項の検査に合格した場合又は第23条及び第24条の規定によりこの契約を解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、利息は付さないものとする。

**(保険の加入)**

第32条 賃貸人は契約期間中、賃貸人の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。

**(相殺)**

第33条 賃借人は、賃貸人に対して有する金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する賃貸借料の請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

**(疑義の決定等)**

第34条 この契約書の各条若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、賃借人と賃貸人との協議の上定めるものとする。